

平成 27 年度 松山市廃棄物処理施設審議会

第 1 回 原因者責任検討部会議事要旨

- (1) 再発防止策として産業廃棄物許可業者へ適正に立入指導がなされており、今後も継続して実施すること。
- (2) レッグに対しては、刑事手続の動向を見守るとともに、厳格に費用求償を行う中で新たな財産の把握に努めること。
- (3) 排出事業者、収集運搬業者に対しては、自主的措置の履行を確保するため、文書で意向を確認しておくこと。
- (4) 土地所有者に対しては、引き続き応分の協力を求めること。
- (5) 中間処理施設の跡地に残されている廃棄物等については、周辺環境への影響が懸念されることから、原因者の特定など徹底して責任追及を行うこと。

※ 公開の判断の理由（松山市情報公開条例第 7 条第 2 号及び第 4 号）

本部会においては、特定の個人や法人の不利益情報が含まれ、また、公開することにより、今後、原因者等への責任追及等を実施する際に支障が生じると認められるため、それらの情報を除いた情報を公開する。